

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条（現行通り）</p> <p>（取引口座）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>6 当社がお客様の本取引口座への接続その他当社が提供するサービスの利用に際して行うお客様の本人認証は、以下のいずれかの方法によるものとします。なお、当社は、本人認証の方法について、お客様の希望又は当社の裁量により、いずれかの方法のみを指定し、又は、複数の方法の組み合わせを指定することができるものとします。</u></p> <p><u>①お客様が事前に当社に登録した ID・パスワードとお客様が入力した情報を照合する方法</u></p> <p><u>②お客様の端末機器における生体情報等の認証により、パスキーを用いて認証する方法その他のフィッシングに耐性のある多要素認証として当社が定める方法</u></p> <p><u>③前各号のほか、当社が定める方法</u></p>	<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（取引口座）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（追加）</p>
<p>第5条～第32条（現行通り）</p> <p>（免責事項）</p> <p>第33条（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④お客様が<u>操作</u>したか否かに<u>かかわらず</u>、<u>第4条第6項各号に規定される本人認証</u>を<u>経て</u>行なわれた取引によ<u>って</u>、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害</p>	<p>第5条～第32条（省略）</p> <p>（免責事項）</p> <p>第33条（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④お客様が<u>入力</u>したか否かに<u>係らず</u>、<u>入力された ID・パスワードと当社に登録されている ID・パスワードの一致を確認</u>して行なわれた取引によ<u>り</u>、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害</p>

<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩本約款に基づくサービス内容の変更又は本取引の停止、中止もしくは制限により生じた損害（但し、当社に故意・重過失がある場合を除く）</p> <p>⑪お客様の ID・パスワード又はパスキー、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したもの等を含む）されたことにより生じた損害（但し、当社に故意・重過失がある場合を除く）</p>	<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>第 34 条～第 37 条（現行通り）</p> <p>(2026 年 2 月)</p>	<p>第 34 条～第 37 条（省略）</p> <p>(2025 年 11 月)</p>